

ご 案 内

この度は、謹んでお悔やみを申し上げます。

お取り込みが一段落されましたら、下記を参考にされ該当されるものの関係書類をご準備いただき、お近くの市民窓口センター等で手続きをされますようご案内を申し上げます。

■年金の手続きについて

お亡くなりになられた方とご遺族の方との状況によって請求できる手続きの種類が異なります。
年金受給中の死亡 → 「未支給年金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。
年金受給前の死亡 → 「死亡一時金」や「遺族年金」を請求できる場合があります。
下記のものをお持ちの上、市民窓口センターへお越しください。

- ・亡くなられた方の 年金手帳・年金証書
- ・請求される方の 本人確認書類 普通預金貯金通帳 印鑑(認印)

※年金の種類によっては年金事務所などでの手続きが必要です。詳細は窓口で説明します。

■国保喪失届・葬祭費について

四国中央市の国民健康保険に加入されていた方が死亡された場合、葬祭を行った方に葬祭費として2万円が支給されますので、下記のものをお持ちの上、市民窓口センターで手続きをしてください。

- ・亡くなられた方と世帯全員の
 - 「国民健康保険被保険者証」
 - 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(該当者のみ)
 - 「国民健康保険特定疾病療養受療証」(該当者のみ)
 - 個人番号のわかるもの
- ・葬祭を行った方の 普通預金貯金通帳 印鑑(認印)
個人番号のわかるもの

■後期高齢者医療喪失届・葬祭費及び被保険者証の返却について

後期高齢者医療に加入されていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。
また、葬祭を行った方に葬祭費として2万円が支給されますので、下記のものをお持ちの上、市民窓口センターで手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の「後期高齢者医療被保険者証」
 - 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(該当者のみ)
 - 「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」(該当者のみ)
 - 個人番号のわかるもの
- ・葬祭を行った方の 会葬礼状 または 葬儀費用にかかる領収書等
普通預金貯金通帳 印鑑(認印)

※上記お手続きのお問い合わせは、市民窓口センターへお願いいたします。

※内容によっては担当課をご案内させていただく場合もございます。

- ・市役所市民窓口センター (0896)28-6013
- ・川之江窓口センター (0896)28-6181
- ・土居窓口センター (0896)28-6320
- ・新宮窓口センター (0896)28-6402

■介護保険被保険者証の返却について

介護保険被保険者証の交付を受けている方が死亡された場合、介護保険料の還付及び介護給付費の支払いがある場合がありますので、「相続届兼介護保険還付金・介護給付費振替用口座届出書」の提出が必要です。親族代表の方は、下記のものをお持ちの上、本庁市民窓口センターまたは各福祉窓口で手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の「介護保険被保険者証」 「介護保険負担割合証」(該当者のみ)
「介護保険負担限度額認定証」(該当者のみ)
- ・親族代表の方の 普通預金貯金通帳 印鑑(認印)

なお、詳しいことは高齢介護課へお問い合わせください。

高齢介護課 保険料係 (28-6025)

■その他の届出について

- ・亡くなられた方の 障害者手帳 (生活福祉課 障がい福祉係 28-6023)
- ・亡くなられた方の 医療費受給者証(こども・ひとり親・重心)
(国保医療課 福祉医療係 28-6017)

※ 代表相続人の方の印鑑(認印)が必要です。

■印鑑登録証の廃止について

死亡届により登録は自動的に廃止されますが、登録証(カード)はお返してください。

市民窓口センター (28-6013)

■児童手当・特例給付の喪失手続きについて

手当を受けられていた方が死亡された場合、受給資格は自動的に喪失しますが、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども課で手続きをしてください。

- ・お子さん名義の通帳 ・印鑑(認印)

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

こども課 子育て支援係 (28-6027)

■児童扶養手当・特別児童扶養手当の喪失手続きについて

手当を受けられていた方が死亡された場合、喪失の届出が必要です。また、お子さんに対して未支払手当が発生しますので、こども課で手続きをしてください。

- ・亡くなられた方の 児童扶養手当(又は特別児童扶養手当)証書
- ・お子さん名義の通帳 印鑑(認印)
- ・亡くなられた方及びお子さんの個人番号のわかるもの(特別児童扶養手当)

また、亡くなられた方に代わり受給者となられる方の申請手続きが必要となります。

こども課 子育て支援係 (28-6027)

■市・県民税に係る納税義務代表者の届出書について

市・県民税を課税されていた方が死亡された場合は、死亡届の届出人又は親族の方へ「相続人代表者届出書」を送付いたします。

この届けは、死亡された方の市・県民税に関する書類を代表して受領する方を、市へ報告していただくものです。

詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

税務課 市民税係 (28-6009)

■固定資産税に係る納税義務代表者の届出書について

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合は、相続人の方へ「固定資産納税義務代表者(相続人代表)届出書」を送付いたします。

この届けは、相続登記等が完了するまでの間、納税等のお世話をしていただく代表者を指定していただくものです。

詳しくは、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

税務課 固定資産税係 (28-6205)

■軽自動車等の変更手続きについて

軽自動車等を所有されていた方が死亡された場合は、名義変更または廃車手続きが必要です。愛媛ナンバーの場合、軽四輪車等は軽自動車検査協会愛媛事務所(050-3816-3124)、軽二輪車等は四国運輸局愛媛運輸支局(050-5540-2076)にお問い合わせください。

四国中央市ナンバー(原付等)の場合は、市民窓口センターで手続きができます。

詳しくは、税務課諸税係へお問い合わせください。

税務課 諸税係 (28-6010)

■不動産相続登記について

土地・建物を所有されていた方が死亡された場合は、相続登記が必要です。

詳しくは、法務局四国中央支局へお問い合わせください。

法務局 四国中央支局 (23-2407)